

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	鹿山 慶洋
登録番号又は法人番号	1 1 0 9 1 3 9 4
所属する単位会	神奈川県行政書士会
事務所名称	F L A 行政書士事務所
事務所所在地	鎌倉市笛田 4 丁目 18 番 3 号
処分年月日	令和 7 年 5 月 2 2 日
処分内容（種類）	廃業勧告
上記処分をした理由	当該会員は、催告、督促にもかかわらず神奈川県行政書士会の会費を 2 4 ヶ月以上滞納している。 当該事実、神奈川県行政書士会会則第 9 条第 1 項（会費）に違反し、会員の処分に関する規則第 2 条第 4 項第 4 号に該当するため、会則第 1 5 条第 1 項第 3 号の廃業の勧告処分とする。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	神奈川県行政書士会会則 第 9 条第 1 項 同会則 第 1 4 条第 1 項第 1 号 同会則 第 1 5 条第 1 項第 3 号 神奈川県行政書士会会員の処分に関する規則 第 2 条第 4 項第 4 号